

部会ニュース「7-11」

■介護従事者向け「身体拘束廃止・防止」の手引き作成 厚労省

- ・厚生労働省は、介護施設・事業所などの従事者向けの「身体拘束廃止・防止の手引き」を作成した。身体拘束の問題点や行わないためのポイント、事例の紹介などを行っている。
- ・手引きでは利用者への身体拘束による問題として、▽身体的障害▽精神的弊害▽社会的障害－を指摘。拘束される本人の身体機能の低下や人間としての尊厳の侵害だけでなく、家族への精神的苦痛や介護職員の士気の低下をもたらすとした。
- ・身体拘束の防止には、▽起きる▽食べる▽排せつする▽清潔にする▽活動する－の 5 点の基本的事項について十分なケアをし、生活リズムを整えることが重要であると説明。排せつではおむつ交換のタイミング、活動では体操や音楽、園芸、ペットなど本人に心地よい刺激を与える行動が大事だとしている。
- ・在宅生活での取り組みとしては、関係者による協議と家族への支援が重要だとした。本人だけでなく家族の意思や環境を理解し、悩みを相談できる関係づくりなどをポイントとして挙げている。また、家族以外に地域包括センターが支援を行った事例なども掲載している。
- ・この手引きは、2001 年の「身体拘束ゼロへの手引き」を見直して作成された。介護保険法や認知症基本法の方針を踏まえ、新たに「尊厳の保持」と「自立支援」の実現を重視したという。
- ・身体的拘束は、利用者などの生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、全ての介護サービスで禁止されている。厚労省では、介護施設・事業所での身体的拘束の防止に向けて手引きを活用するよう促している。

※「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」

令和 7 年 3 月 厚生労働省老健局

<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001452998.pdf>

(合計 44 ページ／3.2MB)